

佐世保工業高等専門学校学生交流規則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校学生交流規則(平成16年2月24日制定)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第25条の2及び第53条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学生で、他の大学、大学院又は短期大学(外国の大学、大学院又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。)の授業科目を履修しようとする者(以下「派遣学生」という。)並びに他大学等の学生で、学則第42条の3の規定に基づき、本校の授業科目を履修しようとする者(以下「特別聴講学生」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第2条 本校派遣学生の派遣に係る他大学等との協議は、教務委員会又は専攻科委員会(以下「当該委員会」という。)において審議し、運営会議の議を経た上で、様式第1号により行うものとする。ただし、外国の大学、大学院又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)への派遣にあつては、やむを得ないと認められる場合に限り、当該外国の大学等との協議を欠くことができるものとする。

2 学則第42条の3の規定に基づく特別聴講学生の受入に係る協議は、当該委員会での審議及び運営会議の議を経た上で、校長が行うものとする。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として、他大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて校長に願出しなければならない。

- 一 他大学等における特別聴講学生申請書(様式第2号)
- 二 他大学等の要求する書類

(派遣の許可)

第4条 派遣学生の派遣の許可は、第2条第1項の協議の結果に基づき、校長が行う。

(他大学等における履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、他大学等の協議に基づき、更に1年以内に限りその延長を許可することができる。

2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間は、本校の在学期間を含めるものとする。

(学業成績証明書の提出)

第7条 派遣学生は、他大学等での履修が終了したときは直ちに(外国の大学等で履修した派遣学生にあつては1月以内)校長に当該他大学等の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、本科においては学則第25条の2に定める単位を超えない範囲で、専攻科においては「佐世保工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」第10条に定める単位を超えない範囲で、当該委員会の議を経た上で、本校において修得したものと認定するものとする。

2 単位の認定は、「他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則」に基づき認定するものとする。

(履修科目)

第9条 派遣学生が他大学等で履修できる授業科目は、原則として選択科目とする。

(授業料)

第10条 派遣学生は、他大学等で授業科目を履修している期間中も本校の学生としての授業料を納付するものとする。

(派遣に要する費用)

第11条 派遣を許可された当該他大学等での履修に要する費用は、特に定めのあるもののほか、派遣学生の自己負担とするものとする。

(派遣許可の取消し)

第12条 校長は、派遣学生の行為が派遣の趣旨に反すると認められる場合は、他大学等との協議に基づき、派遣の許可を取消すことができる。

第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第13条 本校の特別聴講学生を志願する者は、他大学等を経て、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生入学願書(様式第3号、様式第4号)
- 二 学業成績証明書
- 三 その他本校で必要とする書類

(受入の許可)

第14条 特別聴講学生の受入の許可は、第2条第2項に定める協議結果に基づき、校長が行う。

(受入期間)

第15条 特別聴講学生の受入期間は、原則として1年以内とする。

(履修科目)

第16条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、演習、実験及び実習を除く専門科目、専攻科の専門科目及び短期交流プログラムとする。なお、短期交流プログラムについては、指導教員がこれを定め、様式第5号によりそのプログラム概要を校長に提出するものとする。

(学業成績証明書等の交付)

第17条 校長は、特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、当該委員会の承認に基づき、学業成績証明書又は履修証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第18条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生の授業料については、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定めるところによる。

3 納付した授業料は、返還しない。

(実験実習費)

第19条 実験及び実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(準用)

第20条 学則及びその他学内諸規則等のうち学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

第4章 雑則

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについては、当該他大学等と協議の上、決定するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。